

工 事 請 負 契 約 書(案)

工 事 名 浜松医科大学体育館改修機械設備工事
請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円)

発注者 国立大学法人浜松医科大学 理事 三 沼 仁 と受注者【法人等名、代表者等氏名】との間において、上記の工事について上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成するものとする。

第2条 工事は、浜松市中央区半田山一丁目20番1号 浜松医科大学構内において施工するものとする。

第3条 着工時期は、令和 8 年 月 日【契約締結日の翌日】とする。

第4条 完成期限は、令和 9 年 3 月26日とする。

第5条 契約保証金は、 円【請負代金額の10分の1】を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について、組立保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき3回以内で支払うものとする。

第8条 発注者は、受注者から請求書及び保証事業会社の保証証書の提出があった場合、請負代金のうち金 円【請負代金額の10分の4】以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から40日以内にすることを要する。

第9条 請負代金（前払金を含む。）の請求書は、浜松医科大学施設課に送付するものとする。

第10条 完成通知書は、浜松医科大学施設課に送付するものとする。

第11条 別記の工事請負契約基準第37を次のとおり読み替えるものとする。

第37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第12条 別記の工事請負契約基準第35第8項、第53第3項及び第55第2項中の遅延利息率は、「年3.0%」である。

第13条 この契約についての一般的約定事項は、浜松医科大学が定めた工事請負契約基準によるものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号
国立大学法人浜松医科大学
理事 三 沼 仁

受注者